

議事録（概要）

会議名	芦屋町障害福祉計画推進委員会（第1回）					
会場	芦屋町役場3階31会議室					
日時	令和元年7月12日（金） 14:00～15:50					
委員の出欠	委員長	今村 浩司	出	委員	今村 彰	出
	副委員長	小徳 薫	出	委員	戸田 景子	欠
	委員	松岡 泉	出	委員	道方 ひろみ	欠
	委員	安部 知彦	出	委員	田中 信代	出
	委員	桐田 典彰	出	委員	矢野 健太	欠
	委員	米田 利夫	出	委員	梶原 典子	出
件名・議題	<p>議事</p> <p>1 芦屋町障害者計画平成30年度取組結果、令和元年度計画について</p> <p>2 第5期芦屋町障害福祉計画平成30年度実績について</p> <p>報告</p> <p>1 障害者差別解消法に関する取組について</p>					
合意事項 決定事項	<p>議事</p> <p>1 芦屋町障害者計画平成30年度取組結果、令和元年度計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明し、了承された。 <p>2 第5期芦屋町障害福祉計画平成30年度実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明し、了承された。 <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から障害者差別解消法に関する取組について報告した。 					

令和元年度 第1回芦屋町障害福祉計画推進委員会 議事録

○日時

令和元年7月12日(金)14:00～16:50

○場所

芦屋町役場3階 31会議室

○議事

- 1 芦屋町障害者計画平成30年度取組結果、令和元年度計画について
- 2 第5期芦屋町障害福祉計画平成30年度実績について

○報告

- 1 障害者差別解消法に関する取組について

議事1 芦屋町障害者計画平成30年度取組結果、令和元年度計画について

●事務局から芦屋町障害者計画平成30年度取組結果、令和元年度計画についてについて説明

●審議

(委員)

- ・道路整備について、国道は県土木事務所が点字ブロックの設置を行うことで進んでいるため、役場周辺は改善すると思われる。障がい者から、途中で点字ブロックが途切れる所があるので使えないという意見がある。整備するにあたり、そのような部分も考慮してほしい。

(委員長)

- ・次年度の予算等の関係もあると思うが町の方からいかがか。

(事務局)

- ・施設管理課等含めて、障がい者の声を聴くようお願いしており、各担当課は、そういうスタンスでいる。今後、障がい者の意見を聞きながら整備にあたっていくものと考えている。

(委員)

- ・障害者差別解消法に基づく町の条例のガイドライン作成について、いつまでにつくられるものか。職員にいかに関知啓発していくかということが重要である。

(事務局)

- ・ガイドラインは、12月1日の障害者週間を目途に作成に取り組んでいる。また、町のホームページに加え、7月15日号の広報あしやに1ページ紙面を割き掲載する予定である。

(委員)

- ・今後、障がい者の両親が介護できなくなった時等の障がい者の対応について、計画の中でどのようなになっているのか。

(事務局)

- ・障害福祉計画の中にある地域生活支援拠点の整備がそれにあたる。障がい者の重度化や高齢化、障がい者を介護している親の突然の病気等の時、対応できる体制の整備を進めるというものである。現在、大枠はできている。後は、どこの事業所が担うのか等の細部と支援の流れについて最終調整を行っている。令和2年4月に、体制が整う予定である。

(委員)

- ・災害について、要支援者の避難行動要支援者名簿の個別計画の進捗はどのようなになっているのか。

(事務局)

- ・個別計画は、各自主防災組織で作成していただくというのが基本的な考え方であり、行政が個別計画を作るのではない。現在、個別計画をつくっている自治区はないことから、来年度は、個別計画作成の手順等について具体的に自治区へ説明を行っていくことを考えている。

(委員)

- ・特別支援教育について、福祉課と学校教育課と連携して行っているが、現在、高等学校へ通っている人は何名いるか。

(事務局)

- ・県立古賀特別支援学校、県立直方特別支援学校、県立特別支援学校北九州高等学園があり、3~4名というところである。芦屋町の特別支援教育の特徴としては、教育大の先生がコーディネーターとして来ており、幼稚園・保育園の情報が小学校へ、小学校から中学校へそして、高校へと情報連携に取り組んでいることである。これは、学校教育課が

主体となって、健康子ども課や福祉課と連携して行っているところである。

(委員)

- ・障がい者の住宅改修について、周知はどのようにしているのか。

(事務局)

- ・芦屋町在宅の方のための福祉サービスガイドに掲載している。その他、計画相談を担っている相談支援専門員に、住宅改修に関する情報提供をしている。

(委員)

- ・困りごとの相談を受ける場合、二通りあり、障害福祉サービスを利用している場合は、相談支援専門員が情報提供している。障害福祉サービスを利用していない場合は、一般相談という形で相談を受けている。

(委員)

- ・災害時の避難場所として、まつかぜ荘とみどり園が挙げられているが、みどり園は夜間も受け入れる体制となっているのか。

(事務局)

- ・みどり園については、災害が起きそうな時や起こった時、専門的な対応が必要な障がい者に対して、みどり園より生活支援員を町の福祉避難所へ派遣していただくというものである。これについては、みどり園が可能であれば、昼夜に限らず派遣していただけることになっている。

(委員)

- ・災害時等のまつかぜ荘について、障がい者が動き回ったり落ち着きがない場合に、受け入れについてどのようになるのか。

(事務局)

- ・まつかぜ荘は共生型サービスで、町の設置する避難所で、対応が困難な場合（但し、医療的処置が不要な場合）、ショートステイとして空きがあれば、高齢者も障がい者（18歳以上）も受け入れが可能である。目が離せない等の場合は、保護者も一緒に付いてもらうこととしている。災害が起こる前からの受け入れや、町の福祉避難所への人的派遣については、全国的になされているところが少ない。芦屋町では、災害時等の障がい者の安全対策としてこのような体制を整えている。

(委員)

- ・避難行動要支援者名簿について、個人情報保護の研修会を受けないと、名簿の情報を取り扱えないようになっている。要支援者の情報を知らないと避難支援がスムーズにいか

ないのではないかと懸念している

- ・災害はいつ起こるかわからないため、個別計画は各自治区の自主防災組織で早々に作成する必要がある。個人情報の取扱いについては、災害時の情報公開の適正な運用を行政がしっかりとサポートして欲しい。

(委員長)

- ・個人情報保護や情報開示については、法令や条例の関係性もあることから、ここではすぐに回答がでないと考えられる。今後検討していくということでもいいか。

(委員)

- ・了承する。

(委員長)

- ・その他、意見はないか。

(委員)

- ・総合体育館の改修工事について、スロープ等立派に改修されている。しかし、正面玄関の入り口の戸の開閉について、風の抵抗によりかなり力が必要である。車椅子の方や障がい者の方では開閉できないのではないかと懸念している。また、車椅子の方には、扉の位置が高いようにある。さらに、風力によって、勢いよく戸が閉まることもあり怪我をする可能性があるのではないかと懸念している。何か対策をお願いしたい。

(委員長)

- ・利用者の意見として受け止めて対応して欲しい。

(委員長)

- ・成年後見制度利用促進へ向けて中核機関の設置について、この中核機関というのは、遠賀郡4町、中間市と一緒にということか。

(事務局)

- ・中核機関の設置については、北九州市の社会福祉協議会へ委託する予定であるがこれは、単町でということである。

(委員長)

- ・自立支援協議会と障がい者支援協議会とは違いがあるか。

(事務局)

- ・違いはない。遠賀4町、中間市との協議会であるので、遠賀中間地域障がい者支援協議会としている。その中で、専門部会が設置されたということである。

(委員長)

- ・以上により、芦屋町障害者計画平成 30 年度取組結果及び令和元年度計画についてよろしいか。

(委員)

- ・了承する。

議事 2 芦屋町障害福祉計画平成 30 年度実績について

●事務局から芦屋町障害福祉計画平成 30 年度実績について説明

●審議

(委員)

- ・日中一時支援事業についてである。放課後等デイサービスの利用が増えたため、その流れから、日中一時支援事業が減ったのではないかと考える。放課後等デイサービスは、仕事をするというのではなく預かることが目的である。預けると仕事をさせてもらえるのかという声を聞くことがある。

(委員長)

- ・ご意見として承る。
- ・次に、地域生活支援事業の中の成年後見制度利用促進事業について、相談実績がなく該当者もないということであったが、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業での現状等について判る範囲でお知らせいただきたい。

(委員)

- ・平成 30 年度から現在までで、日常生活自立支援事業の利用者は 1 名である。事業契約ができる程度の認知、知的障がいの方が対象となる。金銭管理が主な内容である。成年後見制度の申し立てのケースはない。

(委員長)

- ・以上により、芦屋町障害福祉計画平成 30 年度実績についてよいか。

(委員)

- ・了承する。

報告 障害者差別解消法に関する取組について

●事務局から障害者差別解消法に関する取組について説明

(事務局)

- ・障がい者差別に関する相談は、平成 30 年度はなかった。
- ・4 月 1 日施行の障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を制定した。

(委員長)

- ・条例を制定し 4 月 1 日より施行しているという報告である。北九州市では、普及啓発のため、予算をとり合理的配慮等についての DVD を作成している。車椅子や白杖等、視覚的にわかる場合はいいが、そうでない障がいの場合、一般の人への障がいへの理解は難しいものがある。障害者週間と併せて普及啓発に取り組んでいただきたい。では、これで本会議を閉会とする。

以上